

2000年10月13日

SUIGENREN
DAYORI

No. 15

水源連だより

水源開発問題全国連絡会◆ ホームページ

東京都千代田区平河町1-7-1-W201

TEL:03-5211-5429 FAX:03-5211-5538
郵便振替 00170-4-766559
<http://member.nifty.ne.jp/aqua/suigen.htm>

—辰巳ダム問題現地から —

まやかしの「公共事業見直し」から

真のダム建設中止を勝ち取るために

2000年総会 11月25~26日金沢へ



第7回水源連総会と辰巳ダム全国集会のお知らせ

全国各地で粘り強いダム反対運動が展開されています。無駄な公共事業の旗振り役である自民党ですらこのままでは政治的敗北必至ということで、いくつかの公共事業について中止勧告を9月2日に行いました。水源連に加入されている団体が対象としているダムもいくつか含まれています。私たちの運動が少なからぬ成功を収めつつあることは確かです。しかしながら、まだまだ私たちの運動は大きな壁に突き当たっていることも事実です。

水源連事務局では昨年度の総会でも論議され、引き続き宿題となっている問題について検討を重ねてきました。そのことを論議の中心テーマとしつつ、各地からの運動の現状を報告し合うなかで勝利に向けたヒントを見出すことを目的に、以下のとおり、今年度の水源連総会・全国集会を開催します。

総会・辰巳ダム全国集会の概要

今年の総会・全国集会を、辰巳ダム建設を中断の状態に追い込んでいる「兼六公園と辰巳用水を守り、ダム建設を阻止する会」の協力を得て、金沢市で11月25、26日に開きます。25日の午後からバスに乗って辰巳ダム予定地と辰巳用水・兼六公園の見学、夜は全国集会となります。26日は午前中、水源連総会を行い、昼食後、解散を予定しています。

25日の集合時刻と場所は午後1時30分、JR金沢駅西口広場です。

バス見学会に参加されない方は、直接、宿舎と全国集会・総会会場である石川県青年会館へ午後5時頃までに到着して下さい。なお、宿泊無しで総会のみ参加の方は、26日朝8時までに石川県青年会館にお出で下さい。
(期間中の事務局への連絡は 携帯電話 090-1854-6763 佐藤まで)

バスによる現地見学と全国集会及び石川県青年会館についての詳細は別ページを参照して下さい。

第7回水源開発問題全国連絡会総会要領

日時：2000年11月26日（日曜） 8：30～12：00 その後昼食、解散13：00ごろ

場所：金沢市内 石川県青年会館（金沢市常磐町 2076-237-7547）宿泊も同所

参加申込：同封の参加申込書で11月10日必着で郵送またはファックスで事務局宛にお送り下さい。

参加費：宿泊費8500円、バス見学会：1000円、全国集会500円、総会500円等

内容：

1. ダム計画中止後の地域振興と、水没予定地住民の精神的・経済的補償について。

多くのダム計画予定地の住民は、長いダムがらみの生活に疲れ果て、止む無くダム建設に同意を与えるを得ない状況に追い込まれています。国や県による行政圧迫と公共事業の縮小、それによるダム予定地の地域社会の過疎化の進行、数十年という年月の経過による地域住民の高齢化・老齢化、世代交代を迎えて先の見えない将来、等々がダム予定地である地域社会の深刻な問題となっています。その結果として、本心ではダムを拒否しつつも、ダム関係の地域振興策のみが拠り所となり、一刻も早いダム事業の進行を期待する、という状況になっているのが、川辺川ダムの五木村、苦田ダムの奥津町、八ッ場ダムの長野原町、南摩ダムの鹿沼市の一部、などに見られます。この状況は、流域住民が続けているダム反対運動を水没予定地住民が受け入れがたい、という対立的構造を産み出しています。この状況をダム反対運動に関わっているものが克服しなければ、運動の成功を勝ち取ることはできないと、水源連は考えています。

この問題を克服するには、「ダム計画中止後の地域振興と、水没予定地住民の精神的・経済的損失に対する補償」について現行法制度における可能性と新たな法制度の整備を検討することが必要です。

水源連の法制度研究会では現在、中止が予定されている矢田ダム（大分県）や緒川ダム（茨城県）、中部ダム（鳥取県）におけるダム中止後の地域再建策の取り組みを参考事例として、その検討を進めています。

2. 「事業認定」について係争中である事業の進行を中止させる手法について。

徳山ダム、苦田ダムの場合、土地収用法の事業認定取消し訴訟が審理中であるにもかかわらず、ダム本体工事が強行されています。

現行法で工事を中止させるためには、行政事件訴訟法に基づく執行停止を求める裁判を新たに起こすことが必要ですが、この訴訟も事業認定取消し訴訟と同様に長い審理期間を要するために、たとえ判決で執行停止

が得られたとしても、審理中に工事が進んでしまうため、ダム工事を中止させる手段にはなりません。

このような不合理な現状を抜本的に改善するには、「事業認定」処分の条件として、事業の公共性・必要性についてあらかじめ民主的な評価を受けねばならない、という法的システム、3. で述べる「ダム等の公共事業の評価システム」を構築する必要があると考えています。

3. 「ダム等の公共事業の評価システムおよび見直し機関」について。

昨今、公共事業の評価が与党や行政府で行われていますが、それらには住民が参加できる余地はほとんどありません。その結果、ほとんどの事業に、「推進」のお墨付きが与えられています。

水源連は1994年11月に「大規模公共事業見直し機関草案」を作成し、政府に提案しました。

しかし、この草案では次の二つの非常に難しい問題があり、その実現を図る取り組みを当面は中止せざるを得ませんでした。一つは国の行政組織は内閣総理大臣を頂点としたピラミッド式であって、それぞれの行政組織の所掌事務が決められており、見直し機関という行政機関の一つが他の行政機関（建設省など）の行政裁量の是非を判定することは困難だ、ということです。今一つは、行政の簡素化が世の中の流れであるのに、事務局のスタッフも入れると、かなりの人数になる見直し機関を新たに設置することが可能かということです。

そこで事務局とダム問題の法制度研究会では実現性を考え、前号で御知らせしたように、見直し機関の設置ではなく、「ダム事業等に対する異議申立てを受け付けて、情報の完全公開のもとに、住民側が事業者側と十分に論議することが可能となるような制度」について検討を進めています。

その内容は前号でお知らせしたように、欧米の環境影響評価制度をベースにした公共事業の評価システムです。

- ①対象事業を住民側から異議申立てがあつた事業とする。
- ②公共事業評価委員会は事業者（例えば地方建設局）のもとに設置するが、委員会が事業推進の道具にならないよう委員の選任に一定の基準を設ける。
- ③委員会の会議はすべて公開とし、会議資料も全面的に公開する。
- ④公聴会は住民がただ陳述するだけのものではなく、欧米では常識となっている双方向の公聴会とする。

評価委員会の主催のもとに、住民側と事業者が十分な議論を行う公聴会とする。

総会では、この案を中心に論議を進めていきたいと考えています。

4. ダム事業の財政問題について

長良川河口堰、徳山ダムについて、一般会計から工業用水道会計への繰入れを差し止める住民訴訟がそれぞれ愛知、三重、岐阜の3県知事を相手として進められています。三重県津地裁の本年1月の判決は、却下判決（門前払い）でしたが、7月の控訴審では名古屋高裁が「差し戻し」判決を出しました。この事例を中心に、この問題の討議を進めます。

5. 河川法に基づく河川整備基本方針について

今年9月末までに河川整備基本方針が定められた河川は、一級河川が6水系、二級河川が17水系です。一級河川については新たに多摩川等の4河川が現在、河川審議会の小委員会にかけられています。全国で一級河川が109、二級河川が約2700あるので、既に基本方針が策定された河川はほんの一部です。

最も問題とするべきことは、基本方針として定められる基本高水流量と計画高水流量の数字です。この値によって、当該河川の治水計画上、ダムが必要か否かが決まってしまいます。今までに策定された基本方針を見ると、旧河川法時代につくられた工事実施基本計画の基本高水流量等の数字がそのまま踏襲されており、ダム建設の推進を図る河川管理者の姿勢は何ら変わっていません。

基本方針の策定は住民参加が全く無い状態で行われており、これに対してどのように取り組んでいくかが今後の重要な課題です。

6. 各地からの報告

情報交換により、お互いの状況を知るとともに、意見交換を通してより良い闘い方を見出したいと思います。団体各位におかれましては、総会資料集掲載用の資料を水源連事務局に11月15日までに水源連事務局へ送付頂きたく思います。あわせて、総会会場で報告・問題提起を希望される団体はその旨を11月15日までに水源連事務局にお知らせ下さい。なお、当日の時間の都合上、事務局で調整させていただく場合があること

をあらかじめご承知置き下さい。

水源連参加団体の皆さんへ水源連総会資料作成についてのお願い

各地の活動状況等を含めた総会資料の作成準備をしております。下記のように原稿又は新聞記事など活動状況に関する資料をお送り下さい。

原稿等の締切 11月15日必着

原稿について この1年間の活動の経過等をB5サイズ2ページ程度。（1ページ約1600字程度でお願いします。）なお、前回の総会資料、ニュースを参考にしていただいて完成した版下を御送りいただければベストです。なお、手書き等どんな形でもかまいません。こちらで打直しをする原稿の場合は、FAXでもかまいませんが、11月8日までにお送り下さい。完成した版下・写真等は郵送で、文章のみの場合はE-MAILでもかまいません。

新聞記事機関紙等 印刷を読みやすくするために必ず郵送で御送りください。できるだけ上記原稿とともにお送りください。すべてを掲載することが出来ない場合がありますので、多数の場合は、優先順位を付けていただくと助かります。

原稿送り先 〒 102-0093 千代田区平河町 1-7-1-W201 水源開発問題全国連絡会

TEL03-5211-5429 FAX03-5211-5538 E-MAIL riverclub@pop17.odn.ne.jp

事務局会計から会費納入のお願い

水源連の会計年度は総会がいつも11月頃に開かれることから、11月1日から10月31日までとしています。昨年11月から本年10月31日までの期間の年会費を納入されてない方は、是非、10月31日までに納入願います。誠に失礼かと思いますが、この間の年会費未納の団体各位にはその旨のお知らせを同封しました。前号に同封した払込み用紙を利用していただき、納入されることをよろしくお願ひいたします。

金沢へおいで下さい——辰巳ダム問題 科学を力に、大きな市民活動

犀川と兼六園・辰巳用水を守り水害につよい金沢をつくる
辰巳ダム問題全国集会（略称：辰巳ダム全国集会）

- 小さな辰巳ダムに、日本のダム問題が凝縮している。
- 25年間つづく反対運動がいま、大きな仕事をしています。
- 金沢、犀川、兼六園、文化遺産・辰巳用水を、直接見て、確かめて下さい。

金沢は「杜の都」と称され、市内を貫流する二つの河川が独特の都市環境をつくり上げています。この河川の一つ、犀川（さいがわ）上流で計画されている辰巳ダムをめぐって、大きな動きが起きています。

【辰巳ダムとは】—————

辰巳ダムは、事業費140億円、堤高57.5m、堤頂長280m、湛水面積0.51km²のダムで、金沢の治水を主目的に、1975年を初年度として計画されました。

【25年の反対運動】—————

ダム建設で、犀川渓谷の自然や、辰巳用水という江戸時代から生きつづけている文化遺産が破壊されるため、計画が発表されてから25年も反対運動が続けられてきました。この間、全国のダム反対運動の経験から学び、共有地取得による地権者は全国に広がっています。

【公共事業評価監視委員会】—————

石川県公共事業評価監視委員会が1998年度末、審議された108件のうち辰巳ダム1件について「反対運動が長くつづいている」として、県に「市民との意見交換をするように」求め、継続審議としました。

【県と市民の意見交換会】—————

意見交換会の予備交渉で市民側の主張に沿ったルールをつくり、県側も合意。県民注視のもとに行われた討論は7回、30数時間におよび、報道各社も大きく内容を伝えました。市民側の資料と事実に基づいた質問に、県はまともに答えられず、この計画のずさんさが、あらためてあきらかになりました。

【5つの付帯意見】—————

昨年8月、監視委員会は、5つの付帯意見を付けて、辰巳ダム建設について「県の計画は理解できる」との結論をだしましたが、付帯意見は、市民側の要求が反映されたもので、県にとって重い条件となっています。報道各社も「辰巳ダム建設イバラ道。県の重苦しさ」と報道しました。

【情報公開と市民の調査活動】—————

この間、市民側が入手した厖大な行政資料の分析で、「データ流用による洪水のねつ造」「河川法を無視した違法性」「文化財保護審議会の越権行為」「ずさんなアセスメント調査」「市民運動に対する背信行為」「遊休水利権の放置」など県の不当さが次々に明らかになっています。

犀川と兼六園・辰巳用水を守り、水害につよい金沢をつくる 辰巳ダム問題全国集会(略称：辰巳ダム全国集会)

日 時：2000年11月25日(土) 午後6時半開会

場 所：石川県青年会館(金沢市常盤町252-0666)

内 容：

- 水源連及び全国の運動団体からのあいさつ

- 貴重な文化財・生きている辰巳用水と兼六園

- 犀川渓谷の自然とアセスメント報告の落差(「消えたカワセミ」)

- 辰巳ダムの3つの目的(治水・河川維持流量確保・発電)

- 公共事業評価監視委員会と意見交換会

監視委員会をどうみたか？交換会参加の条件と県のだまし討ち。

5つの付帯意見の意味

- 情報公開活動と行政資料から分かったこと

違法問題、文化財保護審議会の越権行為、公文書の紛失、水利権、

- その他(代替案など)

参加費：500円(資料代など)

必見！辰巳用水・辰巳ダム現地見学バスツアー

・集 合：11月25日(土) 午後1時半 JR金沢駅西口広場

当日PHS:070-5639-9519(渡辺)

・コース：犀川大橋(ダム計画基準点)～辰巳用水取水口～辰巳用水横

穴群～涌波公園散策路～兼六園～金沢城～会場(5:00着予定)

・資料代など：1000円

※県の治水計画のデタラメぶりを検証します(治水を考えるために)

※300年以上も活用されている辰巳用水見学(文化遺産を考えるために)

■金沢へのアクセス

●JR利用

東京：上越新幹線(越後湯沢のりかえ)「あさひ」「はくたか」

：東海道新幹線(米原のりかえ)「ひかり」「しらさぎ/加越」

(夜行)特急「北陸」/急行「能登」

大阪：「サンダーバード/スーパー雷鳥/雷鳥/白鳥」

名古屋：「しらさぎ」

●高速道特急バス(数字は1日往復便数)

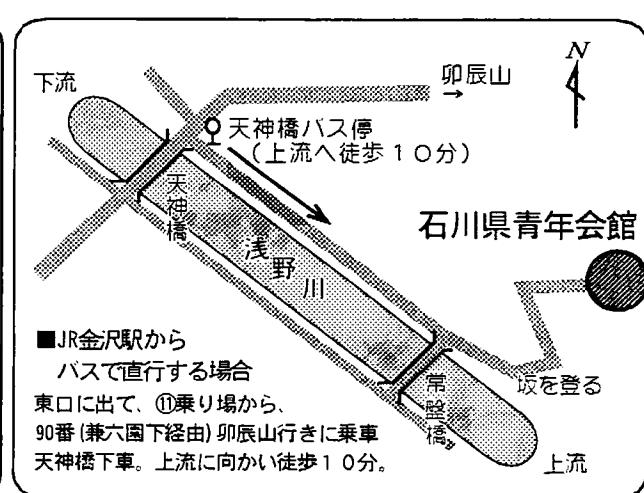
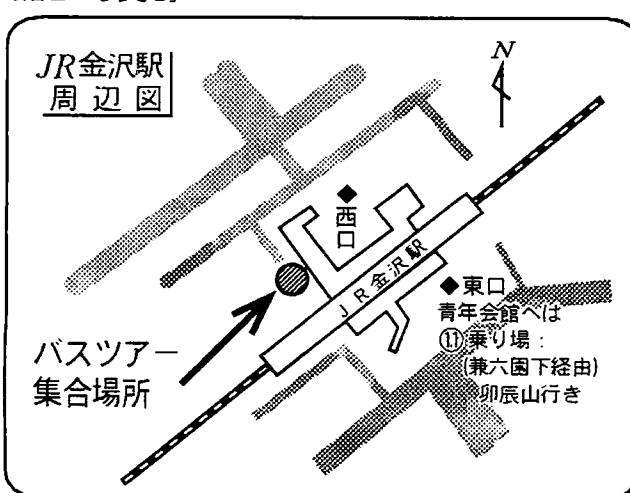
仙台1/千葉1/東京4/八王子1/横浜1/名古屋10/松本2/京都5/新潟2

●小松空港利用(金沢へ特急バスあり)

東京9/仙台1/鹿児島1/広島2/札幌1/福岡2/沖縄1/島根1

■バスで会場へ直行される方：

JR東口に出て、⑪から90番卯辰山行に乗車/天神橋下車



川辺川利水訴訟の判決を受けて川辺川利水訴訟

原告団長 梅山 究

川辺川利水訴訟とは何だったのか、その轍を振り返ってみれば田舎の片隅の農民の声が、行政の枠組みの中で農民を受益者に（見せかけのお客様と仕立てて）仕組まれた行政の罠に誘い込まれて、一歩立ち止まり周囲を見回したとき、行く末に不安な路線に気付き、ちょっと待てよと考えはじめた時点に出発点があった。個人の経済問題から出発し、それが行政への不満と疑問、不信と発展して行く過程を踏んだといえる、その原因は農政当局が、お客さんである筈の農民と対話をしない、お客さんの声に聞く耳を持たぬ、お上がるることに間違いはない、だまって付いて来いの高姿勢に異議ありの声が上がった、しかしその異議あるいは理由がないと、蹴飛ばされて行政不信の声は増大したのです。しかる故は、頼れるは司法の場で真実を述べ疑惑と不信を正そうと提訴に踏み切り、弁論、証拠、証言で次々に真実を明らかにしたのだが、三権分立の裁判官は、国に加担してしまった。

異は異・正は正・不当は不当と天下公明な裁きをいただけるものと、胸をときめかして待った九月八日の判決だったのだが、裁判長の主文言い渡しは、一分にも満たない一瞬の寸劇であった。嗚呼、これが国家と言うものか、法治国と言えども、やはり権力支配の域から逃れることなく、民は従順に鎖につながれた家畜の如く国家システムに逆らえないのかと首を傾げてみたが、一方今までの不信と疑惑は裁判をとおして学習した教訓で、怒りと敵愾心に点火してしまった。

今や川辺川問題は、田舎の片隅の経済問題に限られる微少な出来事ではありません。国の公共事業のあり方、農業政策のあり方、地方自治のあり方等、国民一人一人の生活にもつながる問題を抱え込んでいるのです。

私は大上段に構えて「二十世紀最後の百姓一揆」と唱えたが、いやはや二十一世紀に引きずる事になりそうだ。私はこの裁判に「原告等

に負ける理由けない」と常に唱えてきた、それは我々は何も悪いことした訳でもなく、法律違反した訳でもない。只ひたすら真実を述べ真の声を、行政に反映してもらいたいだけの訴えであると、自負していたからであります。そして尤も合理的民主主義近代社会において三権分立の司法の場こそ我等庶民の信頼に答えてくれる立派な殿堂であると信頼と確信していたからであります。

しかし熊本地裁の判決は、原告等の信頼と期待を見事に裏切ったものと言わざるを得ない。判決の要旨では、被告（国）の行政手続きに瑕疵があったことも杜撰さも認めながら行政の裁量権の範囲・逸脱・濫用でない、違法でないと國に加担して司法の判断を逃げ、原告等の真撃な叫びに答えていない、裁判所の自殺にも等しい判決だったのであります。それにしても判決が、川辺川利水事業お墨付きを与えたことにはならない。裁判所の認める同意率は75.1パーセント残る24.9パーセントは、この事業にノーと言っている訳であります。違法性が無い同意があったとしても四割の農家が反対している、この事業の前途に何が見えてくるのか、ましてや関連事業の県営・団体営事業の同意のクリヤーに誰が自信が持てるのか。川辺川利水事業は公共事業なのだろうが、公有水面を埋め立てる干拓地造成と違って、個人所有権の及ぶ私的財産が対象なのだ。個人の意志を無視してダムの水をばら撒くわけにけいかないであろう。

川辺川ダムの水の行くては何処なんだ。私たちは、農水大臣を標的にして闘った、判決当日農水省を訪れ農水大臣に直接会見を求めたが農水省は構造改善局長が代わりに会見し、判決の結果を踏まえての発言で「農水省は何も違法なことはしていない、その事は裁判所が今日の判決で証明してくれた。事業は素々と進める」同

不当判決に控訴しよう

国営川辺川利水訴訟についての報告

川辺川利水訴訟弁護団長　板井 優

さる九月八日午前一〇時、熊本地方裁判所民事第三部（杉山正士裁判長）は、国営川辺川総合土地改良事業変更計画について原告敗訴の不当判決を下しました。

この判決については、原告や補助参加された方々はもちろん多くの国民が当然勝訴するとかんがえていただけに大きな怒りと失望をもたらしました。しかしながら、判決後、原告団と弁護団はただちに上京して、農水省機造改善局長に対し国営川辺川利水事業の中止を要求し、熊本県知事にもそうした立場からの交渉申し入れを行いました。こうしたなかで、農水省機造改善局の関係者は事業の見直しを口に始めています（九月一〇日付朝日新聞）。

これは四年三か月にわたる皆さん方の裁判所内外での闘いの成果です。
ところで、九月一〇日午後六時人吉のカルチャーパレス小ホールで、判決報告集会が開催され、私は判決について報告をし、皆さん方に控訴をすべきであるとの弁護団の見解をお伝えしました。

以下、その理由について簡単に説明致します。

第一に、判決が対象農家の三分の一以上の同意があるとしている点です。

判決は、同意率が七五・一%なので三分の一（六六・六）を越えているとしていますが、あと九%（約三五〇人）が同意していないとすれば三分の一には達しないのです。

しかしながら、我判断所は私たちが同意していないとして尋問を請求しました約八〇〇人を超える人たちを調べないまま判決をしているのです。裁判所は今回の判決などで、原告・補助参加人の約七割 約一四八〇人が対象農家であるとしました。の人たちが現時点でも国営利水事業に同意していないことは明らかです。したがつてこれらの人たちが控訴審での尋問の結果同意していないと認められれば、三分の一を割ることになります。

第二に、判決は、同意手続きについて違法ではないとしたが、手続き上多くの瑕疵（例えは、死「者」の署名問題など）があることを認めています。

しかし、憲法で行政は法律に従って行われると定めていますので、裁判所は法律違反の同意手続きについては控訴して上級審の判断を仰くべきです。

第三に、判決は、国営利水事業変更計画の必要性などについても判断できるとしましたが、農水省に広範な裁量権があることを前提に土地改良法に違反しないとしています。

しかし、判決は一〇〇年に一度といわれた平成六年の大旱魃についてはまったく触れていません。その時の対象地域の損害額は約五〇〇〇万円といわれていますが、今回の事業は数百億円にのぼる大事業ですから必要性がないことは明らかです。

以上、控訴すべき理由を明らかにしました。

平成12年10月1日

88パーセントの760名が、福岡高裁へ控訴しました。あくまでも農民の真実の叫びを聞き届けてもらい行政の歪みを正し、主権在民の眞の民主主義の確立をめざし、第二ラウンドの闘いを、これから始めます。すでに助走は出来ています。ひたすら本番の決意で勝利宣言まで一致団結闘うのみです。

良識ある皆さん方の御支援のほどを、お願ひして控訴の決意と判決報告に代えさせて頂きます。

意の問題で、騙されて印鑑をついた者の話に及ぶと、それは騙された方が悪い。騙した方に非はない、うそぶく発言をしている。いかに農民を小馬鹿にした態度と認識なのか、その場に居合わせた国会議員や弁護士も唖然とするばかりか、農水省の本質と認識にあらためて、怒りと敵愾心までも持たざるを得ない。

ここに至って、判決に不服であるばかりか、行政の体質に何等変化のないことを、あらためて認知して、原告等は、限られた時間（判決後14日以内）の9月22日に原告862名中約

なお、今回の変更計画の事業期間は平成二年年度までであり、個々の農家の田畠までの導水管にかかる事業である県営・團体営の計画はまだ明らかにされていません。したがって、国営利水計画を実施することは事实上困難であり、皆さんが不当判決に控訴することを含めて聞けばこれを中止・見直せることは十分に可能です。

要 求 書

- 一 熊本地方裁判所は、さる九月八日に国営川辺川土地改良事業変更計画に対する異議申立棄却決定取消請求事件について、判決を言い渡しています。
- 本件訴訟は、もともと農林水産大臣が一九九四（平成六）年一一月に入吉・球磨七市町村にまたがる本件国営事業の変更計画を公告し、同年一二月には対象農家約四〇〇名のうち一一四名が変更計画の取消を求めて異議申立をおこなつたことに対し、十分な口頭審理を行わないまま一九九六（平成八）年三月二九日に異議申立を却下もしくは棄却した処分に対する取消を求めた行政訴訟です。
- 判決は、結論としては被告の主張に沿った不当判決なもので、本判決自体、農林水産大臣の違法な手続を認定しながらも、それは軽微なものとしていわば救済した結果になっています。
- ところで本件訴訟は、対象農家約四〇〇名のうち約一一〇名もの農家が原告もしくは補助参加人として反対の意思を表明するなかで審理されてきたものです。すなわち本来は農民のための土地改良事業であるはずが、逆に半分以上の農民から不要だと突きつけられてきたものであって、これを省みずにこれまで本件事業を强行しようとしてきた農林水産大臣の対応は、もともと農民の立場を無視したものでした。このことは、本判決の認定事実からしても明らかとなっています。
- すなわち本判決は、原告ら八六一一名のうち六一一名を土地改良法第三条資格者として認定し、また補助参加一一四五名のうち九七一名を同資格者として認定しています。合計すれば一五八二名となり、同裁判所が認定している人数だけでも既に三分の一を超えます。用排水事業では三条資格者が三九〇四名とされていますので、裁判所の認定だけでも四〇・五二%の者が事業に反対の意思を明らかにして裁判に加わっていることになります。本件裁判で、少なくとも反対の意思を表明して裁判に加わっている三条資格者の数から見れば、とうてい三分の一の同意が得られないことになります。
- また、用排水事業の同意率では、農水省は当初九七・一%が同意したとしているながら、裁判の途中では同意率は変更し、結局八二・一%と主張していましたが、本判決では七五・一%の同意率であると判断しています。三分の一が六六・六六%ですからその差は九%たらずで、人數にして約三三〇人となっています。本件訴訟ではすべての原告や補助参加人の尋問がおこなわれてはいませんので本判決の七五・一%という同意率もさらに低下することは必ずあります。こうしたこと考慮すれば、三分の一の同意も極めて危ういものであります。
- しかも、国営事業の後には県営や団体営の事業が予定され、これらが完全に遂行されなければ土地改良事業は完成とはなりません。しかし、近時の新聞報道によつても、県営事業については現時点では同意率は二割しかないとされています。事業には参加しないと言う辞退届も続出しており、このまま事業を継続しても、国営だけはできてもその後は続かないといつては十分予想されます。
- 本当に農民のための事業であれば、県営であるとともに団体営であるとともに、農家がこそつて賛成するはずですが、そうはないのが実情です。本件事業は、農家の実態に合わせて遂行されるのではなく、まさに行政の立案した計画に合わせて無理に水の需要を作りだし、農家の実態を無視して押しつけてしまおうといつものではないかといつては正論を得ています。本気になつて本件土地改良事業を遂行するといつてあれば、まず農民の真意を確認すべきであり、県営事業についても確実に三分の一以上の同意が得られるという見通しを確立してから事業を遂行すべきです。できあがつたものを農民に押し付け、無理矢理同意書に署名を迫るといつたことは繰り返してはなりません。
- 私たちちは、もし農林水産大臣が本件事業の変更計画を実行しようといつてあれば、判決で指摘された事実を深く反省し、もう一度、最初から対象農家に対し十分な説明をおこなつた上で同意の取り直しをすべきであると考えます。また、対象農家に対してアンケート調査などを実施して、県営、団体営まで含めて事業に賛成するか否かを率直に聞くべきです。判決で指摘された事実をふまえ、こうしたアンケート調査などをして眞の農民の声を確認すれば、本件事業を強行すべきではないことが明確になると確信しておりますので、右のとおり要求いたします。

二〇〇〇（平成一二）九月二七日

農林水産大臣

谷 洋 一 殿

〒八六八一〇〇九六 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬九四一三

川辺川利水訴訟原告団

電 話 表 慶 悔 山

〇九六六（二四）四八四四



原告らの前で「不当判決」の垂れ幕を掲げる関係者
= 8日午前10時10分すぎ、熊本地裁

専業農に不満で、自己の耕作権を守るために「ある」とした上で、「同事業者」について「社会通念上」著しい裁量権の逸脱や乱用は「ない」と必要性を認めないと、最大の争点となった土地改良法で規定する対象農家への三分の二以上の同意を得てているかどうかについては、代理による姓名や不十分な説明による誤った認識（錯覚）での同意があつたと認定。廿二十六人を同意者から削除したが、裁判所は独自の同意率をあらためて算出し、「用排水の同意率は七五・一%」これが審理以上との同意は認められる」と判断、原告の主張を退け

川辺川利水訴訟

「三分の二同意」認定

原告農家の請求棄却

署名
取得
国の不備一部指摘

〔27・28・29面に闇連記事〕

本裁判所は、原告側の主張によれば、被告側が農水相に訴訟提起して、河川ダムの水を利用する農地改良事業で、農業用水計画への異議申し立てを棄却された農家八百六十四人が、農水相に処分の取り消しを求めた川辺利水訴訟の判決が八日午前、熊本地裁で宣せられ、原告側は、一部の同意要旨の取り方に不備があったことを認めたものの、あらためて同意率を算出した上で、「三分の一以上の同意があり、農水相の棄却処分に違法はない」と原告の訴えを棄却した。原告側は、判決を不服として福岡高裁に控訴する方針。

木山義長は「土地改良事業は行政に広範な裁量がある」とした上で、同事業について「社会通念上、著しい裁量権の逸脱や乱用はない」と必要性を認めた。

の臨外では、成り立てるに問題はないが、原告側の訴える主張は、この同意書全体を無効とするもので、大きな疑惑がある。そこで、異議申し立ての手続きも「十分に陳述機会」ではないと述べた。

の水はいらない」と反対しており、関連の興業団体が営業の同意取得作業は難航しそう。原告敗訴で、ダム本体着工に向けた動きが

熊本地裁判決



国営川辺川土地改良事業 川辺川ダム
計画が発表された二年後の昭和四十三
（一九六八年）農水省が構想を発表。人吉

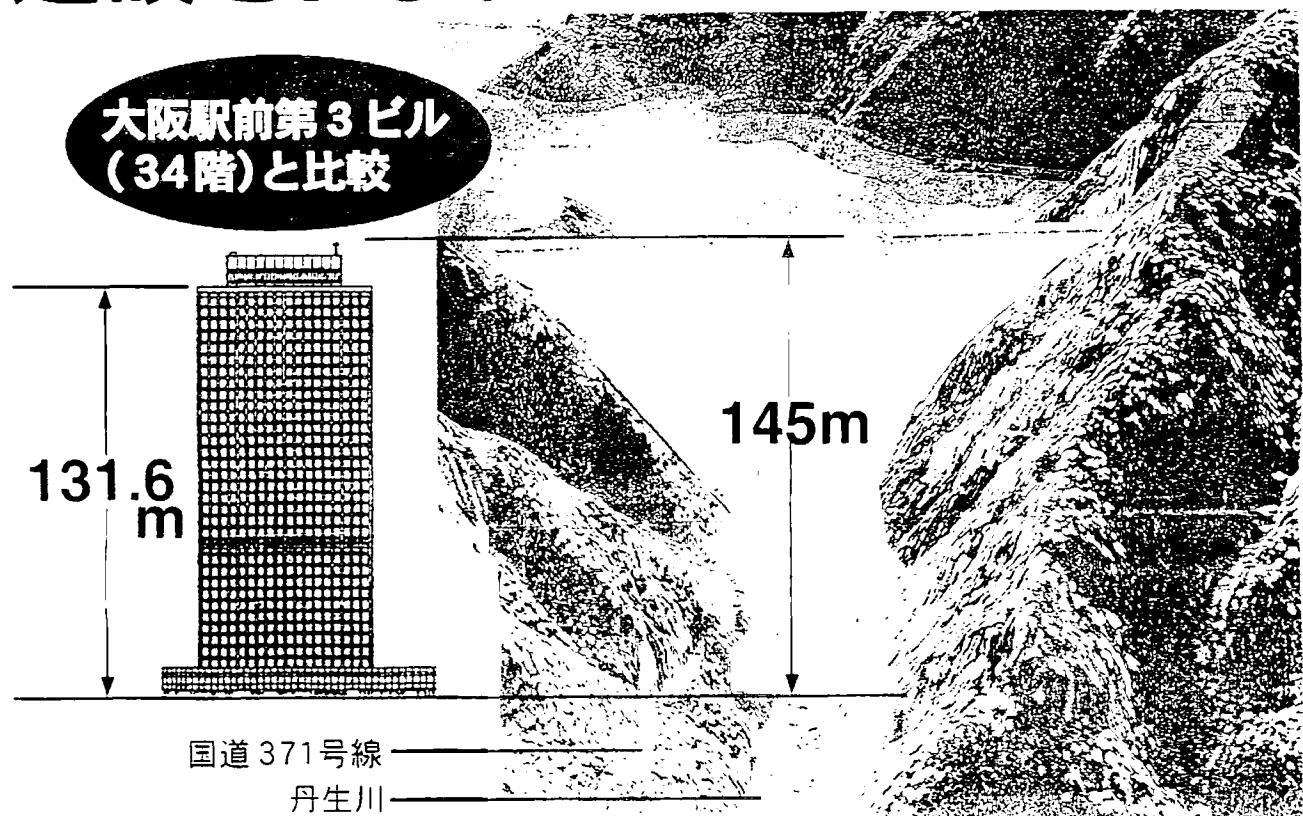
球磨の一市八町村に同ダムから、かんかくい用水(総延長約八四一キロ)などを整備する。五十八年に、部署手したが、農業革新の変化から平成六年、受無面積を三千五百九十九haから三千六百haに拡大。対象農家約一千人からの同意を取り直し、更に計画を決定した。総事業費は約三百九十五億八千万円(十二年度単価)。事業進ちょく率は十一年度実現年(二七・八%)。

判決骨子

裁量権は、被服または利用があつた
といえぬ。一、対象農家の把握が十分でない
かったことは否めないが、著しく
適正を書するに際められる瑕疵
(かし)があつたとはいえない。
一、同意書名簿から死^レ者と錯
認によるものとみて三分の二
以上の同意が認められる。

同事業には、原告がせつめの村家農家の半数が「アム

玉川峡に高さ145メートルの 巨大ダム・紀伊丹生川ダムが 建設されようとしています



- このダムについて、地域住民は十分説明を受けていません。
- ダムによって豊かな自然環境、希少な動植物が失われます。
- ダム予定地は活断層が多く、地震時の不安は大変大きい。
- ダムによって流水は干上り、水質は確実に悪化します。
- 大阪府への分水がダム建設の目的の一つですが、大阪府は現在、水余りの状況です。
- 必要性の不確かなダム建設計画に、1,560億円もの公共投資は税金の無駄遣いです。

私たちは、紀伊丹生川ダム建設計画
の白紙撤回を強く要求します。

紀伊丹生川ダム建設を考える会
Wind TWP TG-AL W2 PROJECT



Duet(建設省ダム通信デュエット)に反論します。

紀伊丹生川ダムは不要です。

紀伊丹生川ダム建設を考える会発行



◆ 代表：石神正浩
(tel/fax: 0736-38-2601)

事務局：木ノ本 哲
(tel/fax: 0736-36-0660)

玉川峡を守ろう

Vol. 1 2000.7/28

★まだダム建設は阻止できます！

★大阪府議会でも水需要の見直し！

★破壊された自然是戻りません！

今、建設省は地元や近隣の玉川峡を愛する人々の声を無視して、1560億円もの私たちの血税を投じ巨大なダム建設を計画しています。この小さな水源に高さ145mものダムを建設しようというのです。それは自然の闘争とこれらが線を引き剥がし、貴重な動植物の命を絶ち、醜いコンクリートで美しい玉川峡の水源と景色を塗り固めるムダな暴挙だと私たちは考えます。すでに、吉野川の大ダムが完成間近ですが、そこには無惨にも切り倒された吉野の美林や、巨大なコンクリートの壁にのみこまれて、死滅した自然破壊の現状を見ることができます。皆様、今度は私たちのすぐそばで、同じことがくり返されうとしていることを忘れてはいけません。

建設省が発行したDuel(デュエット)という広報紙は、紀伊丹生川ダムの建設がすでに決定しているかのような印象を私たちに与え、大量配布によって間違ったダムの情報を植え付けています。先の選舉でも公共事業が争点となつて、大阪府も紀伊丹生川ダムの見直しを始めています。

建設省発行のデュエットはここがおかしい！

- ①中止の可能性の方が多いのに、建設を前提で書いています。
- ②地元に住む私たちの発言を全く拒否しながら、「コミュニケーション型ダム」はないでしょ！
- ③環境破壊するのに「環境ダム」という言い方はおかしい！
- ④ダム通信の配布に、私達の地元自治体が利用されている！

建設省のダム建設における3つの役割に反論します。

洪水調節

必要以上に洪水の危険性を宣伝していますが、紀ノ川には上流に大滝ダム、下流には紀ノ川大橋が完成しようとします。もうこれ以上のダムは不要です。しかも建設省が提示している建設地の降水量は、遠く離れた日本最多雨地方の大台が原の降水量をベースにしており河川規模や流域面積から考えても、この巨大な重力式コンクリートダム計画がいかに現実離れたものかが、お分かりになると思います。広葉樹を育成して緑のダムづくりをすることがこれからのが治水方法であると、私たちは提案しています。

河川環境の保全

デュエットでは洪水時には流水の補給を行ふと書いていますが、が、ダムができると自然の流れは止まり、下流の水は減り汚染されます。アマゴやアユなどの貴重な渓流魚達は、激減して限りなく死滅へと近くことは言うまでもありません。逆に洪水時には瀬戸川がヘドロと共に下流に放流され、美しかった清流は無修な姿となり、大阪や和歌山方面に大量の水を送ることで、ますます川は漁獲を衰えてしまいます。

水資源の確保

「大阪府営水道」に水を大量に送る計画ですが、大阪府の水の需要は頭打ち状態で、現在の1日約240万トンの給水能力に対して、これまでの最大11日の給水料は約200万トンでした。水需要が伸びないので大阪府はこの秋から水道料金を値上げしようというのですから、大阪府民にとつても割り切れないはずです。大阪府議会でも水需要の見直しと共に、ダム建設の見直しが始まっています。

玉川峡を守ります。

「紀伊丹生川ダムを考へる会」では3月と5月の2回をわたり、皆さんの御協力を玉川峡クリーン作戦をおこないました。ありがとうございました。あれがこうになりました。

中尾元建設大臣は某山の一角…かも。建設判断をめぐらすところから

アメリカでは「ダムの時代は終わった」と多くの報道が始まっています。

川に鮭の大群が戻った話をあります。
建設省の御伊丹生川ダムの調査報告書で、3億7千万円！ 信じきらのかせり、明らかにしてほしいものでした。

私たちの会は1人1人の募金でさえあつていいまし。このビルもそうであつ。みんなさんの御協力が絶対必要なのである。

みんなの力をあわせて、紀伊丹生川ダムに反対し、玉川峠を守りましょう！
入会ご募金への御協力をお願いします。く詳細は代表、又は事務局まで>

